

農業委員会だより

— 発行 大山町農業委員会 — 第13号



写真は、「星空舞」の田植え作業の様子。5月末に富長地区にて撮影。

- P2 農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区
- P3 農作業標準労働賃金協定表
- P4 ,5 地域で活躍する農事組合法人を紹介
- P6 農地に関わる手続きなど
- P7 利用意向調査、農業相談日、農地の賃借料情報
- P8 農業者年金、編集後記



お気軽にご相談ください！

- 農業を続けることが難しいので、田んぼを貸したい・売りたい
- 退職し、余力ができたので、田んぼを借りたい（新規就農したい）
- 自分の農地に農機具庫を建てたい
- 農地を子どもに贈与して、名義変更をしたい
- 認定農業者になりたい

☆その他、農業関連のご相談は、何でもどうぞ！

<農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区>

任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日

	担当区域	氏名	備考
中山地区	羽田井、束積	尾古 礼隆	農業委員
	八重、樋口、石井垣	奥田 国雄	農業委員
	二本松、林之峯、大中尾	岸本 耕二	推進委員
	報国、萩原、退休寺	山下 一郎	農業委員
	栄田、潮音寺、内蔵	江原 宏昭	農業委員
	中山口、阿弥陀山、金屋、下田中1・2区、中林、浜ノ上団地、植松、北御崎、南御崎	中川 勝彦	推進委員
	下甲、赤坂、曲松、ナスパルタウン	渡邊 博文	推進委員
	下市、上市、殿河内、高橋、下市駅前	高口 正秀	推進委員
	岡、住吉、中尾、塩津、中池谷、さざんか台団地	高見 利洋	農業委員
	長野、松河原、庄田	徳永 裕二	推進委員
名和地区	富長東・中・西、塚根、大塚、福田、大雀	鳥橋 千廣	推進委員
	古御堂、文殊領、古原、茶畑、押平、中村	高虫 秀樹	農業委員
	東・上・新・西・南高田、押平1～3区、上福	前田 繁昌	農業委員
	坪田1～3区、東谷、門前、梶原、新坪田	米澤 誠一	農業委員
	旧奈和、下・上大山、菅団、渡道、栃原	荒松 将志	推進委員
	御来屋1～11区・東区・南区・港区、みどり区、のぞみ区	金本 常由	推進委員
	上・下前谷、上・下木料、倉谷、楽仙	入江 英之	推進委員
	峯小竹、小竹、上坪東・西	小谷 恵	農業委員
	陣橋、神田、下坪	日野 浩一	農業委員
	西坪、駅前、ひかりが丘、八景台	佐伯 守	推進委員
大山地区	平田、上万、富岡、安原、保田、あずみの郷	谷上 真実	推進委員
	稲光、妻木、荘田、長田	藤本 康央	農業委員
	福尾、上野、大山口、大山口団地、大山口新団地、新栄、国信、末吉	野口 稔	推進委員
	所子、平木、栄、清原、唐王、末長、ニューヴィータ	青木 美伸	推進委員
	神原、上中高、中高1～3区・西区、野田	岡田 浩司	農業委員
	大山、種原、飯戸、明間、美野留、あけまの森	川上 英章	推進委員
	今在家、蔵岡、前、畑、別所、原、今在家住宅	小原 進	推進委員
	佐摩、宮内、平、坊領	矢田 考志	農業委員
	香取全域（香取上・下、香取、香取弥生）	石原 文義	農業委員
	下模原、大谷、赤松、中模原、一の谷	遠藤 幸子	農業委員

令和4年度 農作業標準労働賃金協定表

令和4年4月～令和5年3月

作 業 名		協定額(税込)	摘 要
田 植 え	機械植え(10a当たり)	6,600 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算
	一般労務(1時間当たり)	850 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む
耕 耘 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒 起	6,600 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算
	こ な し	3,900 円	
	代 か き	5,300 円	
	こなし・代かき同時	7,600 円	
	フ レ ー ル モ ア	6,100 円	
	堆肥散布(1t当たり)	1,500 円	・堆肥料金は別途
	あぜ草刈(1時間当たり)	1,800 円	・刈払機(機械代、燃料代含む)
	あぜ塗り(1m当たり)	70 円	・農地の状況により適宜加算
	薬剤散布(10a当たり)	1,000 円	・ナイアガラ散布(機械代、燃料代含む)
	追 肥(10a当たり)	1,500 円	・機械代、燃料代含む
稲 刈	バインダー(10a当たり)	8,100 円	・すみ刈りは委託者で行う
	コンバイン(10a当たり)	17,300 円	・カッター使用の場合は 500 円加算 ・結束機使用の場合は 2,000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏… 1 割増 5割以上の倒伏…………… 3 割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算
稲 脱 穀	ハーベスター(10a当たり)	7,600 円	

賄
い
な
し

※梨については、西部果樹協会（☎0859-37-5814）までお問い合わせください。

※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に話し合いにより決定してください。

◆問い合わせ先
農業委員会事務局 ☎0858-58-6115



地域で活躍する 農事組合法人を紹介します!

今回は、地域で活躍する農事組合法人を紹介するため、農業委員会だより編集委員会委員がインタビューに出かけました。赤坂の「赤坂農事組合法人」、坊領の「農事組合法人 大山カラス天狗」をご紹介します。今回、編集委員として春作業で忙しくしていらっしゃる皆さんに取材させていただきました。集落の担い手・農業経営の在り方の一つとして、皆さんにご紹介できたらと思います。

赤坂農事組合法人 代表理事 福永博昭 (赤坂) (平成25年12月法人化)

○概要

組合員数 15 戸、集落戸数 47 戸
農業従事者数 8 人
品目:きぬむすめ 3.5ha、日本晴れ(飼料用米)1ha

○法人化の経緯と設立

集落内の農地は住民の8割が所有しているが、所有者の半数しか管理耕作ができておらず、高齢化から更なる離農が予測されました。今後、個人では農業機械の購入・管理もできない、協働して農地管理が出来れば良いという話し合いから、法人化の取り組みが始まりました。

法人設立準備委員会を編成して方向性を検討し、検討した内容で本当に出来るのか、1年間検証しました。「できる作業をする・農機具の共有化を図る・米作りの小規模でよい・無理をしない」などの方向性をもって、個人生産から協働生産への転換を図り、定款や登記、届け出など煩雑な事務もこなして設立に至りました。

○法人化の現状

組合員は高齢により年々減少し、現在は8人が米作りに従事しています。集落の農作業受託組織として集落の土地を管理し、安心して農地を貸すことができる法人として認識されるようになりました。高齢化による労働力不足を乗り越え、耕作放棄地を出さない、安定した農業経営組織として次世代に引き継ぐ法人を目指しています。昨年、20代の若者2人が作業仲間に加わり、希望の光となっています。

○今後の展望と課題

多くの集落でも法人化が進み、法人同士の連携・協働作業・農機の共有・スマート農業への加速などで少人数でも出来る農業経営の実現を目指しています。そのための取り組みとして、10年20年後を想定し、行政も交えて話し合う事が必要だと考えています。今後、世の中がどう変化するかは予測もできませんが、次世代へ引き継ぐ時期は必ずやってきます。



前列左から4番目が代表理事 福永博昭さん

農事組合法人 大山カラス天狗 代表理事 矢田考志

(坊領) (平成26年3月法人化)

○概要

組合員数 57名

農業従事者 理事3名・常勤従業員5名・非常勤組合員15名

経営面積 39ha

品目:水稲(つきあかり、ヒメノモチ、ひとめぼれ、ミルキークイーン、コシヒカリ、星空舞、きぬむすめ、日本晴)、白ねぎ、大豆、たまねぎ、じゃがいも、ミニトマト



前列左から3番目が代表理事 矢田考志さん

○法人化のきっかけ

最初の始まりは、「自分たちが食べる米は、自分たちで乾燥調製しよう」という乾燥調製組合でした。その役員の話し合いで、法人化した方が今後につながるという思いから、大山カラス天狗を平成26年に設立しました。

○法人化のメリットや違い

従業員が増えて仕事の幅が広がり、効率よく作業が出来るようになりました。従業員が急用などで休まなくてはならない時でも、皆でフォローし、作業の遅れがなくなりました。

個人であれば、万が一の時などに、家族や地域を守ることができないかもしれません。法人として社会保険、雇用保険、厚生年金に加入することにより、従業員とその家族を守ることができます。会社自体が強くなることで、継続した農業ができるようになり、将来、この地域を担っていく組織があることに、集落の方から安心してもらえたと思います。

○現在頑張っていること

水稲だけでなく、露地野菜や施設園芸に力を入れています。収益率の高い野菜も視野に生産し、大山カラス天狗の名前を1人でも多くの人に知ってもらいたいです。

農業の良さ、大山の良さをホームページ等でPRできるように発信していきたいと思っています。

○課題と感じていること

若い人が農業にあまり関心が無く、田畑に出てくるのが少なくなっています。少しでも多くの若者が農業に関心を持ってもらう為には、どうすればよいかと試行錯誤しながらやっていきたいです。

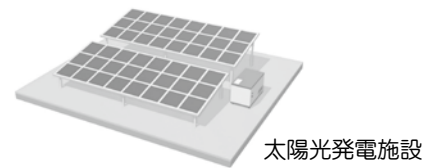
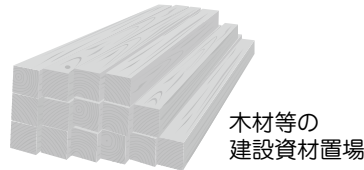
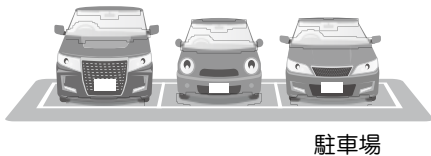
○今後の夢・目標

これからの農業は、作りたい農産物を作るから、欲しいと思われる農産物を生産する時代になると思います。お客様に喜んでいただける物を生産し、ニーズに応え、それとともに地域に必要なと思われるような組織を目指し地域貢献していきたいです。作る・収穫する喜びを我々が感じ、それをお客様に喜んで食べてもらう。みんなが喜べる農業生産法人を目指しています。食を守り地域を守り未来を守るそんな組織にする為に皆で協力して、皆で笑えるそんな組織を作りたいです。

農地の転用は許可が必要です！

● 農地の転用

たとえ自分の田畑でも、駐車場や資材置き場にしたり、住宅を建てたり、ソーラーパネルを設置するなど、耕作以外の目的で利用する場合、事前に農地転用の手続きが必要です。



● 手続きを怠ると

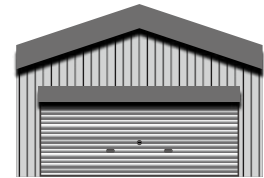
工事の中止、もとの農地への復元をするよう、命令が出される場合があります。

● 罰則として

3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科される場合があります。

● 農業用施設

農業用施設（農機具格納庫、温室、堆肥舎など）のために転用する場合も許可が必要です。自己所有の農地を2a未滿の農業用施設のために転用する場合は、許可は不要ですが、届出書を農業委員会に提出していただく必要があります。



農機具格納庫

農地の売買・贈与は許可が必要です！

◇ 農地の売買、贈与等の許可

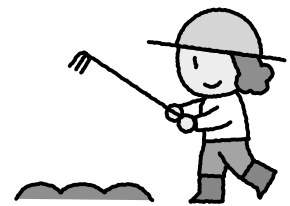
・ 農地の売買、贈与等をする場合、事前に許可申請手続きが必要です。

◇ 農地の買い手などの要件

- ・ 申請地と現に耕作する農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ・ 申請地と現に耕作する農地の合計面積が50a以上であること。

※ 御来屋地区は合計面積が20a以上、田中・押平・中高地区は合計面積が30a以上必要です。

・ 申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。



農地の貸し借りにも手続きが必要です！

■ 貸し借りの期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。

■ 設定された貸し借りの期間が満了すれば自動的に終了します。再設定により更新も可能です。

■ 設定された期間や賃料などの情報が記録として残るので安心です。

※ 貸し借りに必要な書類の提出締切は、毎月17日です。休日の場合は前開庁日になります。

利用意向調査を実施します

農地パトロールの結果、再生利用可能な遊休農地と判断された農地の所有者の方へ、8月頃に農業委員・農地利用最適化推進委員が訪問して、今後の利用計画をお伺いします。農地の貸付希望の有無や、中間管理事業活用のご案内等をさせていただきます。

農業相談日のご案内

農地の貸し借りや転用、農地に関する困りごとなど、お気軽にご相談ください。
相談は無料で秘密は堅く守られます。(予約不要)
時間 午後1時30分～3時00分

中山地区

役場中山支所 農業委員会相談室

相談日	相談委員
9月5日(月)	奥田・渡邊
10月5日(水)	尾古・高口
12月5日(月)	山下・中川
1月5日(木)	江原・徳永
3月6日(月)	高見・岸本

名和地区

名和公民館 第2会議室

相談日	相談委員
8月5日(金)	前田・佐伯
10月17日(月)	米澤・鳥橋
11月15日(火)	高虫・入江
1月16日(月)	日野・金本
2月15日(水)	小谷・荒松

大山地区

役場大山支所 小会議室

相談日	相談委員
8月25日(木)	岡田・小原
9月26日(月)	矢田・野口
11月25日(金)	藤本・川上
12月26日(月)	石原・青木
2月27日(月)	遠藤・谷上
3月27日(月)	岡田・小原

農地の賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
中山地区	7,300円	13,000円	3,500円	134筆	130筆
名和地区	4,500円	7,000円	1,600円	128筆	90筆
大山地区	4,900円	8,000円	2,000円	124筆	138筆
大山町全体	5,800円			386筆	358筆

【畑の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
中山地区	4,900円	8,000円	2,000円	100筆	87筆
名和地区	6,700円	10,000円	2,200円	72筆	58筆
大山地区	4,100円	6,000円	1,600円	20筆	17筆
大山町全体	5,500円			192筆	162筆

*賃借料(平均額・最高額・最低額)の金額は、10a当たりの年額です。

*備考欄の掲載内容:令和3年1月から12月までに締結(公告)された使用貸借(無償)です。

農業者年金

保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります。

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス『農業者年金』が基本です！

令和4年度から農業者年金制度が改正されました。

※平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を
持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸等農業者など

ポイント①

35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます(令和4年1月1日以降)

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント②

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります(令和4年4月1日以降)
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- 農業者老齢年金については、65歳以上 75歳未満の間で、受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。(裁定請求せずに 75 歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。)
- 特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。
なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント③

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます(令和4年5月1日以降)

- 農業者年金に加入できる年齢の上限が、20 歳以上 60 歳未満から 20 歳以上 65 歳未満まで引き上げられます。(ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事(年間 60日以上)している方に限ります。)

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

《発行責任者》 大山町農業委員会会長 米澤誠一

【大山町農業委員会事務局】
住所：〒089-3111
西伯郡大山町赤坂66
(中山支所)
電話：0858-58-6115
FAX：0858-58-4024

【編集委員長】石原文義
【編集副委員長】奥田国雄
【編集委員】高虫秀樹、渡邊博文、
荒松将志、青木美伸、
米澤誠一、江原宏昭

「コロナ感染の収束もままならない中、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、今年に入り資材等の高騰及び品薄が続いています。農業経営においても、一層厳しい状況が見込まれると思いますが、その中でも何とか打開策を見出して前に進んでいかなければと考えています。最後に、今回取材にご協力いただいた皆様、お忙しい中ありがとうございました。」
(石原文義)

編集後記

農地を活かし 担い手を応援する



毎月4回金曜日発行(月額700円)

「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農業委員会系統組織の情報紙です。

◎ 購読申込：農業委員会事務局にお問い合わせください。